

官報
號外

昭和四十六年五月二十四日

○国第六十五回参議院會議錄追錄

第六十五回
國會

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和四十六年五月十八日

附帶決議

今後労働力不足はますます進行するとしても中高年齢者等の就職が困難であるという状況の急速な改善は期待し得ず、かつ、人口構成は今後急速に高齢化することにかんがみ、政府は、本法施行にあたり、特に次の諸点について適切な措置を講じ、中高年齢者等の就職促進に万全を期すべきである。

失業者策事業の縮少に伴い、同事業の監督等が強制的に配置転換されたり、分限解雇などに取り組むことのないよう適切な措置を講ずること。

一、費用

文部省設置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

參議院議長 重宗 雄三殿 内閣委員長 田口長治郎
要領書

要領書

一、委員会の決定の理由

するため、本省の所轄機関として国立特殊教育総合研究所を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

経費は、約三千七百六十四万円である。

附帶決議

政府は心身障害者に対する諸施策の一層の充実

附帶決議
府は心身障害者に対する諸施策の一層の充実

昭和四十六年五月二十四日 參議院會議錄追録

審查報告書(第十三号参照)

を期するため、総合的かつ計画的に対処すべきで
ある。

特に次の諸点について努力すべきである。
一、心身障害児については、その発生を未然に防止することの重要性にかんがみ、母子保健分野での予防的研究の充実、総合施設構想の実現等、その対策に遺憾なきを期すること。

ともに、その教育内容および方法についても刷新改善し、これに対応する教職員の確保と待遇の改善に努めること。

三、心身障害児に対する社会復帰のための専門的職業教育を充実強化し、もつてこれが就業について特段の対策を講ずること。

右決議する。

審査報告書
児童手当法案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和四十六年五月二十日

一、委員会の決定の理由
本法律案は、家庭における児童の福祉を増進するため、児童を養育している者に対して児童手当を支給しようとするもので、妥当な措置と認める。

本法施行に要する経費として、昭和四十六年度一般会計予算に三十億六千八百四十六万六千円が計上されている。

附帶決議

政府は、児童憲章の精神にのつとり、児童手当制度の目的、趣旨に相応した発展を期するため、次の事項について今後さらに検討、改善を行なうべきである。

一、第三子以降となつて いる支給対象について
は、将来早い機会にさらに拡大するよう努める
こと。

二、児童の年齢制限は、心身障害児について特例

三、児童手当の額は、養育費の実態等を考慮し、國民の生活水準の向上等にふさわしいものとすべく今後引き上げるよう努力するとともに、所得制限の緩和に努力すること。

四、児童手当の支給の認定にあたつては、養育の実態に即した運用を行なうとともに、具体的な支払等にあたつても受給者の便宜について配慮すること。
五、施政権返後の沖縄に対する本法の適用が円滑に行なわれるよう諸般の措置を講ずること。
右決議する。

審査報告書
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

社會勞働委員長 林虎雄
參議院議長 重宗 雄三殿

要領書

本法律案は、最近における経済事情の推移に
かんがみ、厚生年金保険及び船員保険の年金額
を引き上げるとともに、標準報酬月額の上限の
引き上げ等両制度について改正を行なうもの
で、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十六年度一般会計予算に厚生年金保険給付費財源繰入として十三億七千四百七万円、船員保険年金給付費財源繰入として二千七百九十一万二千円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一、年金額については、さらに改善をはかるとともに、すみやかにスライド方式を確立するよう努めること。

一、積立金の運用については、提出者の意向が十分反映するよう配慮するとともに、被保険者の福祉のため運用される部分を大幅に拡充すること。

一、五人未満事業所の従業員に対する厚生年金保険の適用については、他の社会保険制度との関連も考慮しつつ、その促進に努めること。

一、沖縄の施政権返還にあたつては、同地域の年金受給者及び被保険者の権利をできる限り尊重しつつ、本土の厚生年金保険との均衡を考慮して、不合理とならないよう必要な措置を講ずること。

右決議する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月二十日

参議院議長 重宗 雄三殿

通信委員長 横川 正市

要領書

一、委員会の決定の理由

審査報告書
郵便貯金法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

通信委員長 横川 正市
審議会議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

一、委員会の決定の理由
要領書

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益を増進するため、郵便貯金の貯金総額の制限額を百五十万円に引き上げるとともに、新たに預金者が住宅金融公庫から特別の条件で住宅建設の資金

の貸付けを受けることができる住宅積立郵便貯金を設けようとするもの等であり妥当な措置と認める。

本法施行のため、別に費用を要しない。

審查報告書

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

) 昭和四十六年五月二十日

大蔵委員長 柴田 栄
参議院議長 重宗 雄三殿

一つであつて、國際緊張の緩和に資すると思われるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政府の保有する昭和四十五年以前に生産された米穀に係る過剰米処分に伴い、食糧管理特別会計国内米管理勘定に生ずる損失を整理する方途を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、昭和四十六年度一般会計予算に、食糧管理特別会計国内米管理勘定への繰入れに必要な経費として三百三十二億円が計上されている。

一、委員会の決定の理由
要領書

審査報告書

〔第十五号参照〕

核兵器及び他の大量破壊兵器の海底における設置の禁止に関する条約の締結について承認を求める件の件は、全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月二十一日

外務委員長 松平 勇雄

一、委員会の決定の理由
要領書

審査報告書

この条約は、ジュネーブの軍縮委員会において作成され、一九七〇年十二月の国連総会において推奨決議を受けたものであつて、距岸十二カイリ以遠の海底に核兵器及びその他の大量破壊兵器、並びにそれらの貯蔵、実験使用を目的とする構築物等の設置を禁止しようとするものである。この条約は、最近の軍縮交渉の成果の

万円が昭和四十六年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書
農村地域工業導入促進法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月二十一日

農林水産委員長 河口 陽一
参議院議長 重宗 雄三殿

記

政府は、現下の困難な農業情勢に対処し、一層本制度の整備拡充を図り、農業経営の安定と健全な発展に寄与するより、左記事項を検討し、すみやかにその達成に努めるべきである。

附帯決議

一、農業共済組合の広域合併の推進にあたつては、農民の意向が十分に反映されるよう、組合の民主的運営につき特段の指導をすること。

二、蚕繭共済については、共済事故の範囲の拡大を考慮するとともに、料率の算定にあたつては最近の被害率の低下傾向が反映されるよう措置すること。

三、家畜共済については、さらに共済掛金国庫負担割合の改善を図り、実情に即した診療点数の等農業をめぐる諸条件の変化に即応した農業生産を推進するため、農業災害補償制度を改正し

ようとするものであつて、その内容は、まず農作物共済においては、農家単位引受け方式の選択的導入、共済掛金国庫負担における超過累進

率の高率部分の引下げ、新規開田地における水稻の引受け除外等を、次に蚕繭共済においては、共済目的の種類の増加、料率改定期間の短縮、単位当たり共済金額の引上げ等を、さらに家畜共済においては、共済掛金国庫負担の無化、総代会の権限の拡充、農業共済基金融資の共済組合への適用等を図ろうとするものであ

り、衆議院において、農業共済組合の区域の広域化、総代会の権限の拡充、農業共済基金融資の補助金の交付、無事故調整金制度、役員の無職員・共済連絡員等の待遇改善を配慮し

て、国庫負担の充実を図ること。

四、果樹保険の本格実施にあたつては、補償内容の充実、対象品目と対象事故の拡大、樹木保険の制度化等に努め、掛金国庫負担の増額措置を講ずること。

また、施設園芸、肉豚、鶏、畑作物等の新種共済については、早急にその制度化を図ること。

五、農業共済団体の事務費に関しては、米の生産調整による賦課金の減収、事務執行体制の整備、職員・共済連絡員等の待遇改善を配慮し

て、国庫負担の充実を図ること。

六、農業共済基金は、会員等に対する業務資金について融資が行なえるよう所要の措置を講ずること。

右決議する。

一、委員会の決定の理由
要領書

審査報告書

本法律案は、最近における農業、工業及び雇用をめぐる諸情勢の推移にかんがみ、農村地域への工業の導入を積極的かつ計画的に促進することによつて農業に従事する者がその導入される工業に就業することを促進するとともに、これら

の促進措置と相まつて農業構造の改善を促進するため、農村地域工業導入基本計画、農村地域工業導入実施計画の樹立等の措置を定め、これらの計画に従い導入された企業、離農者等に對する税制及び金融上の特例を設ける等、所要の措置を講じようとするものであり、衆議院において、基本計画及び実施計画の作成等に關して都道府県、市町村の審議会の設置についての修正が行なわれており、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に關連した費用として昭和四十六年度一般会計予算に十億三百十八万四千円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、農村地域への適正な工業の導入を図り、導入工業への円滑な農業従事者の就業を促進し、あわせて農業構造改善、地域環境の整備等が健全に進められるよう左記各項を十分検討し、その実現に努めるべきである。

記

一、本制度の対象地域の設定については、地域の実情に適応した農村地域の範囲を定めるとともに、とくにその際新産業都市の区域、工業整備特別地域に関しては、いわゆる線引きを行なうこととなつてゐる都市計画区域を含む市町村以外の市町村を本法の対象とする。

二、基本方針、基本計画、実施計画の樹立およびその実施にあたつては、適正な国土利用、農地の有効利用と産業立地の計画的な調和等につき配慮するとともに、地域の住民・団体等の意向が集約・反映される等その効果的な運用を期すること。

三、地域に適合した安定堅実な工業の立地を図るために、必要な経営指導、助成、適切な情報の提供等の措置を講ずるとともに、地元農民の意向にそつた適正な工場用地の供給等が行なわれるよう指導すること。

四、工業の導入については、公害回避と環境保全の観点からその業種を選定するとともに、公害防止対策の積極的な措置に遺憾なきを期すること。

五、工業導入にあたつては、農用地区域の確保と地盤上昇防止対策に努め、農業生産条件の整備等をはじめ、農業構造改善の充実強化を一段と促進すること。

六、導入工業への農業者の安定就業に資するたなうこと。

七、法第十条の地区を限定する政令は、他の地域開発制度との均衡等に十分配慮すること。

八、以上のはか、本制度の農村地域における産業関連施設および生活環境施設の整備を進めるとともに、農協系統を中心とした工業の導入、積寒地域への工業導入等が円滑に行なわれるよう配慮すること。

右決議する。

審査報告書

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月二十一日 農林水産委員長 河口 陽一

参議院議長 重宗 雄三殿 農林水産委員長 河口 陽一

うとするものであり、おおむね妥当な措置と認めめた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十六年度一般会計予算に三十九億八千七百万円(平年度約百八十億円)、昭和四十六年度国立学校特別会計予算に五千七百万円(平年度約二億円)が計上されている。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における野菜の価格の変動の状況にかんがみ、野菜生産出荷安定資金協会が生産者に交付する補給金の額は、対象野菜の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、対象野菜の生産及び指定消費地域に対する出荷の安定を図ることを旨として定めることとしようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

昭和四十六年五月二十四日

参議院議長 重宗 雄三殿 商工委員長 川上 炳治

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

要領書

一、委員会の決定の理由

法律案は、岩石の採取に伴う災害の現況にかんがみ、その災害を防止し、採石業の健全な発達を図るため、採石業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。

昭和四十六年五月二十一日

審査報告書
国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
昭和四十六年五月二十一日 参議院議長 重宗 文教委員長 高橋文五郎

要領書

一、委員会の決定の理由

政府は、私立学校教育の重要性と私立学校教職員共済組合の特殊事情にかんがみ、次の事項について検討し、すみやかにその実現をはかるべきである。

昭和四十六年五月二十四日

参議院議長 重宗 雄三殿 私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定方法を確立すること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

要領書

一、委員会の決定の理由

政府は、私立学校教育の重要性と私立学校教職員共済組合の特殊事情にかんがみ、次の事項について検討し、すみやかにその実現をはかるべきである。

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における私立学校教職員共済組合法の適用外にある私立学校の教職員ならびに私学振興関係諸団体の職員の加入を図ること。

昭和四十四年五月二十四日

審査報告書
法律案
私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月二十四日

審査報告書
民法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月二十四日

審査報告書
法務委員長 阿部 憲一
参議院議長 重宗 雄三殿

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月二十四日

地方行政委員長 若林 正武
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、急傾斜地の崩壊を防止するための事業を効果的に推進するため、急傾斜地崩壊防止施設に係る事業を開発指定期事業として追加することにより、財政上の特別措置を講じようとするものであつて、妥当なものと認める。

要領書

本法律に基づく財政上の特別措置は、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用されることとなり、その所要経費は約五百三十万円と見込まれている。

審査報告書
自動車重量譲与税法案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月二十四日

地方行政委員長 若林 正武
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、市町村の道路財源を充実強化するため、自動車重量譲与税として、自動車重量

税の収入額の四分の一に相当する額を市町村に譲与することにしようとするものであり、おおむね妥当なものと認める。

一、費用

昭和四十六年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の歳出に、自動車重量譲与税譲与金に必要な経費として百億六千百万円が計上されている。

審査報告書
環境庁設置法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月二十四日

内閣委員長 田口長治郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他環境の保全に関する事務を行なわせるため、総理府の外局として、環境庁を設置しようとするものであり、妥当な措置と認められる。

要領書

本法律案は、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他環境の保全に関する事務を行なわせるため、総理府の外局として、環境庁を設置しようとするものであり、妥当な措置と認められる。

審査報告書
自動車重量譲与税法案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月二十四日

地方行政委員長 若林 正武
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

政府は左の諸点に留意してその実効を期すべきである。

一、環境保全を最重点とすること。

一、環境保全に関する行政を総合的かつ強力に推進すること。

最善の努力を払うとともに、とくに権限、組織等については、今後引き続き検討を加え、そのより完全な一元化を図ること。

一、環境庁長官の勧告権の行使については、その制度の趣旨にかんがみ、実効が期せられるよう強力かつ適切な運用に努めること。

一、環境基準及び排出基準の設定に当つては、正確な実態把握に基づき厳正な公害行政の推進に努めること。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十六年度に必要な経費は約百三十八億五千四百万円である。

附帯決議

政府は、次の事項について速やかに検討の上善処すべきである。

一、公害対策審議会については、民意を十分に反映しうるようその人選の適正を期すること。右決議する。

一、公害対策審議会については、民意を十分に反映しうるようその人選の適正を期すること。右決議する。

審査報告書
恩給法等の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月二十四日

内閣委員長 田口長治郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、現在の恩給年限を、本年一月分以降二・〇七%、同十月分以降一〇・六四%増の額に改定する等の措置を講ずるとともに、文官等の恩給の不均衡是正、公職追放者に対する一時金の支給、夫に対する扶助料の給与条件の緩和、旧軍人等の戦地外戦務加算年等の算入、旧軍人等に対する

一時恩給の支給、戦犯拘禁期間の通算制限の撤廃、職務関連り傷病者に対する特別傷病恩給の支給、外国政府職員等の在職期間の通算条件の緩和を図り、あわせて恩給外所得による普通恩給の停止基準を緩和しようとするもの等であつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十六年度に必要な経費は約百三十八億五千四百万円である。

附帯決議

政府は、次の事項について速やかに検討の上善処すべきである。

一、恩給法第二条ノ二の規定については、国家公務員の給与を基準として、国民の生活水準、消費者物価その他の諸事情を考慮の上その制度化を図ること。

一、旧軍人に対する一時恩給に関しては、引き続く実在職年が三年以上七年未満の兵に対しても支給の途を講ずること。

一、旧満州拓殖公社、旧北支那開發株式会社等の在外策機関および在外国策会社の職員期間と公務員期間との通算を図ること。

一、旧軍人の仮定俸給年額の格付是正、加算年の取扱いおよび傷病者、遺族、老齢者の待遇等について改善を図ること。

右決議する。

審査報告書
昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等

の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月二十四日

内閣委員長 田口長治郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員共済組合等からの年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、遺族の範囲の緩和、退職年金等の最低保障額の引上げ、掛金および給付の算定の基礎となつておる俸給の最高限度額の引上げ、外国政府職員等の期間の組合員期間への通算条件の緩和等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

附帯決議

政府は、次の諸点につき検討の上善処すべきである。
一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十六年度に必要な経費は、二億七千八百四十一万円である。

政府は、次の諸点につき検討の上善処すべきである。
一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十六年度に必要な経費は、二億七千八百四十一万円である。
政府は、次の諸点につき検討の上善処すべきである。
一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十六年度に必要な経費は、二億七千八百四十一万円である。
政府は、次の諸点につき検討の上善処すべきである。
一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十六年度に必要な経費は、五億二千七百万円であつて、公共企業体が負担する。

第二二二号 栄養改善法等の改正に關する請願
第三一九号 作業療法士・理学療法士の教育
改善等に關する請願
願

号、第三二一〇五号、第三一〇六号、第三二四号、第三三二一五号 医療事務管理士法の制定に關する請願
第四〇七号 第四一一号、第四六六号、第四九三号、第四九四号、第五七六号、第五七七号、第五七八号、第五七九号、第五八〇号、第五八一号、第五八二号、第五八三号、第五九一号、第五九八号、第五九九号、第五七六四三号、第六四四号、第六五〇号、第六五一号、第六五二号、第七四〇号、第七四六号、第七六九号、第七八二号、第七八八号、第八六八号、第八六九号、第八七〇号、第九三三号、第九八四号、第一〇五七号、第一一〇三号、第一一〇四号、第一一二九号、第一三五三号、第一三五三号、第一五六五号、第一五六六号、第一八〇七号、第一八〇八号、第一八四八号、第一九九四号、第二二〇四号 モーテルの規制を風俗營業等取締法に移管することに關する請願
第一一〇五号、第二七六五号、第二八四四号、第二八五〇号、第二八八〇号、第二八八六号、第二八九七号、第二九二三号、第二九二四号、第二九四〇号、第二九四二号、第二九四七号、第二九五六号、第二九六八号、第二九七四号、第二九九一号、第三〇三九号、第三〇四二号、第三〇四三号、第三〇四五号、第三〇四七号、第三〇五七号、第三〇五六号、第三〇五八号、第三〇五九号、第三一〇七号、第三一〇八号、第三一二八号、第三一二三号、第三二八号、第三三四号、第三二三五号、第三一四三号、第三二五三号、第三二五六号、第三一五八号、第三一二七五号、第三一二七六号、第三三二四号、第三三二七号、第三二八号、第三三五三号、第三三七八号、第三三四三号、第三五二七号、第三五三三号、

第三六九一号、第三七〇一号、第三七〇二号、第三七〇三号、第三七〇四号、第三七〇五号、第三七〇六号、第三七〇七号、第三七〇八号、第三七〇九号、第三七一〇号、第三七一一号、第三七一二号、第三七一二三号、第三七三四号、第三七四五号、第三七五六号、第三七七八号、第三七七八九号、第三七九〇号、第三七九六九号、第三九七〇号、第三九七一号、第三九七二号、第三九七三号、第三九七四号、第三九七五号、第三九七六号、第三九七七号、第三九七八号、第三九七九号、第四〇五二号、第四〇五三号、療術の開業制度復活に關する請願

第一一四〇号 戰争犯罪裁判關係者に対する財政援助等に關する請願

第一一二三四号 公的醫療機関に対する見舞金の給付に關する請願

第一三三四一号 水道料金の均一化に關する請願

第一三三五二号 戰傷病者の特別施設(ハンセン氏病)設置に關する請願

第一三七四一号、第三八四〇号、第三八四一号、第三八四二号、第三八四三号、患者給食の大福改善に關する請願

第一三七八〇号、第三八三七号、第三八三八号、第三八三九号 結核対策強化に關する請願

第一三九二三号 医師・看護婦の増員に關する請願

昭和四十六年五月二十四日 参議院会議録追録

審查報告書(第十五号参照)

第三三六〇号、第三三六一號 炭鉱の閉山停止、石炭産業の再建に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十六年五月二十四日

商工委員長 川上為治

審查報告書(文教委員会第一号)

議院の會議に付するを要するも

一、内閣に送付するを要するもの

号、第一三八号、第一三九号、第一四〇号、

五六号 第一五九号 第一六〇号 第一

二三、第一七三、第一七四、第一七八

号、第二〇一號、第二〇二號、第二〇三號、

第一二三号、第一三四号、第一三五号、第

二六二号 第二六二号 第二七七号 第一

卷之三

号、第四〇四号、第四六二号、第五三六号、

七四五号、第八〇五号、第八六一號、第九

第一二八三号、第二二八八号、第一二三一

卷之三

号、第一三三三号、第一三六八号、第一三八号、第一四三〇号、第一五四〇号、第一五九六号、第一六三五号、第一六六九号、第一七〇九号、第三九九四号 論養成所（三年制）を国立大学の四年課程に改定することに関する請願

第一四四一号、第一五六七号、第二七九六号、第三四五二号、第三四五三号、第三四五四号、第三四五五号、第三四五六号、第三五七号、第三四五八号、第三四五九号、第三五六八号、第三八〇二号、第三八〇三号、第三八〇四号、第三八〇五号、第三八〇六号、第三八〇七号、第三八〇八号、第三八〇九号、第三八一〇号、第三八一一号、第三八一二号、第三八一三号、第三八一四号、第三八一五号、第三八一六号、第三八一七号、第三八一八号 幼稚園教育振興に関する請願

第一五四一号 公立高等学校危険建物の改築事業促進に関する請願

二二三七号、第二二三八号、第二二三九号、
第二二四〇号、第二二四一号、第二二一四
号、第二二六七号、第二二六八号、第二二一四
九号、第二二九一号、第二二九二号、第
二一九三号、第二二九四号、第二二九五号、
第二二九六号、第二二九七号、第二二九八
号、第二二九九号、第三三〇九号、第三
一〇号、第三三一一号、第三三二二号、第
三三三三号、第三三三四号、第三三五五号、
第三三六六号、第三三七七号、第三三一八
号、第三三一九号、第三三四九号、第三
五四号、第三三五五号、第三三五六号、第
三三五七号、第三三八四号、第三三九四号、
第三三九五号、第三三〇二号、第三三〇三
号、第三三三〇号、第三三三二号、第三三
二七号、第三三三八号、第三三三九号、
三三三四号、第三三三八号、第三三三九号、
第三三四〇号、第三三七三号、第三三七四
号、第三三七五号、第三三七六号、第三三
九四号、第二四一七号、第三四五二号、第
二四五三号、第二四五四号、第二四六三号、
第二四六八号、第二四六九号、第二四八九
号、第二四九〇号、第二四九四号、第二四
九七号、第二五三三号、第二五三四号、第
二六〇七号、第二六〇八号、第二六〇九号、
第二六一二号、第二六六九号、第二六七〇
号、第二七二六号、第二七四六号、第
一八号、第二七二六号、第二七四六号、第

計画、首都圏の輸送対策、タクシード行政、航空業界の再編成および厚木基地の返還問題等について、それぞれ関係当局より説明を聴取り質疑を行なつた。

また、同閉会後においても資料の収集を行なう等、鋭意調査を進めてきたが、本調査はその対象がきわめて広いため調査を終了するに至らなかつた。

調查報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わら
つて経過の概要を添えて報告する。

本委員会は、第六十四回国会開会中、表記の件に關し、十二月十五日に委員会を開会して、佐藤内閣總理大臣以下関係各大臣に対し、質疑を行な

右の件については、調査を終わらなかつた
つて経過の概要を添えて報告する。

経過の概要

十四回国会開会中、表記の件
日に委員会を開会して、佐藤
係各大臣に対し、質疑を行な

右の件については、調査を終わらなかつた
つて経過の概要を添えて報告する。

參議院議長 重宗 雄三殿

調查報告書

疑を行なうとともに資料を收集したが、本件はその対象が極めて広範多岐にわたつてゐるため結論

昭和四十五年十二月二十五日
予算委員長

の期間が短かかつたため、調査を終了するに至らなかつた。

本委員会は、第六十四回国会開会中及び閉会中に於いて、郵政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等につき銳意調査を進め、その間、郵政省における労使紛争と労使関係の正常化、簡易保険の団体組成のあり方、電信電話拡充七ヵ年計画と同計画に伴う労務対策、日本電信電話公社女子職員の通算年金制度、郵便料金及び電報・電話料金の改定並びに放送大学設立等の諸問題につき質

意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

災害対策特別委員長 北村 暁
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

昭和四十五年十二月二十五日
交通安全対策特別委員長 鈴木 強
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第六十四回国会開会中および同閉会後において、交通安全対策樹立に関し、関係資

経過の概要

昭和四十六年五月二十四日 參議院会議録追録

調查報告書

